

## 京都市立芸術大学音楽学部教員選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学音楽学部教授会規程第3条及び本学教員選考基準に基づき、本学部教授会が行う教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(採用候補者の内申)

第2条 教員を選考する必要があるときは、教授会は、教育研究審議会にその内容を報告し、教育研究審議会からの人事方針の提示の下、採用すべき教員の専門領域、業績、年齢等の諸条件（以下「採用条件」という。）その他必要な事項について、人事組織委員会に審議を付託し、その結果に基づいて採用条件を決定する。

2 教授会は、次条以下の手続きにより採用候補者を選考し、教育研究審議会へ内申する。

(採用候補者の募集)

第3条 教授会は、採用条件に基づいて候補者の募集を行う。

2 募集の方法は、推薦又は公募とする。

3 募集の方法及び期間は、人事組織委員会の審議結果に基づいて、教授会が定める。

(調査委員会)

第4条 教授会は、採用条件の決定後、速やかに、調査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、採用すべき教員1人につき、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の数が4人に満たないときは、第2号に掲げる委員を2人以上とする。

(1) 当該教員が属することとなる専門領域の教員 全員

(2) 他の専門領域の教員の中から教授会が選出した者 1人

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 委員会は、当該採用教員候補者に関して、教授会の審議決定後、速やかに解散する。

(委員の選出)

第5条 前条第2項第2号に掲げる委員は、構成員の3分の2以上が出席する教授会において、無記名投票を行い、得票数が上位の者を選出する。

2 委員の選挙権及び被選挙権は、教授会構成員の全員が有する。

(調査報告)

第6条 委員会は、候補者について本学教員選考基準及び採用条件に基づいて、本学部教

員としての適性等に関する詳細な調査を行い、選考の判断資料となり得る調査結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、教授会の定める期限までに行わなければならない。

(審議)

第7条 教授会は、前条の規定による報告、参考資料等に基づいて審議を行い、不明の点があるときは、委員会又は委員に意見又は説明を求めることができる。

(投票)

第8条 採用候補者の採用を決定するには、構成員の3分の2以上が出席する教授会において、無記名投票を行い、有効投票数の5分の3以上の同意を得なければならない。

2 前項の投票は、採用すべき教員1人ごとに行う。

3 投票方法は、候補者が2人以上のときは単記投票とし、1人のときは可否投票とする。

4 3人以上の候補者についての投票で、得票数がいずれも、有効投票数の5分の3に満たないときは、上位2人の候補者について更に投票を行う。

5 2人の候補者についての投票で、得票数がいずれも、有効投票数の5分の3に満たないときは、得票数が有効投票数の2分の1を超えた者を採用とする。ただし、2人の候補者についての投票で、得票数が同数のときは、当該採用候補者が属することとなる専門領域の決するところにより採用を決定する。

(再選考)

第9条 前条の投票の結果、採用候補者を決定することができなかった場合は、第2条から前条までの規定により、改めて選考を行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。